

平成24年7月第10回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成24年7月20日第10回互理町議会臨時会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

15番 島田金一 16番 鞠子幸則

17番 佐藤實 18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 仁 志	企 画 財 政 課 長	佐 藤 浄
企 画 財 政 課 復興管理専門官	山 中 松 樹	用 地 対 策 課 長	佐々木 人見
税 務 課 長	佐 藤 邦 彦	町 民 生 活 課 長	鈴 木 邦 彦
福 祉 課 長	阿 部 清 茂	被 災 者 支 援 課 長	齋 藤 幸 夫
健康推進課長	佐々木 利 久	農 林 水 産 課 長	
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	東 常 太 郎
商工観光課長		都 市 建 設 課 長	日 下 初 夫
兼わたり温泉 鳥の海所長	酒 井 庄 市		
復興まちづくり 課 長	高 橋 伸 幸	上 下 水 道 課 長	作 間 行 雄
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	齋 藤 良 一	教 育 長	岩 城 敏 夫
学 務 課 長	遠 藤 敏 夫	生 涯 学 習 課 長	鈴 木 久 子

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
		兼庶務班長	
書 記	櫻 井 直 規		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
議長諸報告
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 議案第54号 町が行う土地改良事業について（震災復興畑団地整備事業）
- 日程第 5 議案第55号 工事請負契約の締結について（平成24年度 浜吉田いちご団地造成（その1）工事）
- 日程第 6 議案第56号 工事請負契約の締結について（平成24年度 浜吉田いちご団地造成（その2）工事）
- 日程第 7 議案第57号 工事請負契約の締結について（平成24年度 開墾場いちご団地造成（その1）工事）
- 日程第 8 議案第58号 工事請負契約の締結について（平成24年度 開墾場いちご団地造成（その2）工事）
- 日程第 9 議案第59号 工事請負契約の締結について（平成24年度 逢隈いちご団地造成工事）
- 日程第10 議案第60号 町道の路線認定について
- 日程第11 議案第61号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 報告第 5号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

午前 10時00分 開会

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、9番 鈴木邦昭議員、10番 渡邊健一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、議案8件、報告1件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町 長（齋藤邦男君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第10回亘理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、議案8件及び報告1件であります。よろしくご審議方お願いを申し上げます。

それでは、各議案について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第54号 町が行う土地改良事業について（震災復興畑団地整備事業）であります。東日本大震災により甚大な被害を受けたイチゴ生産施設の早期復興に向けた新たないちご団地の整備に伴い、農地や道路、水路等の区画形状を変更し、農地として利用しやすくなるよう土地の再配分を行う必要があるため、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づき議決を求めるものであります。

議案第55号 工事請負契約の締結について、これについては平成24年度浜吉田いちご団地造成（その1）工事から議案第59号 工事請負契約の締結について、平成24年度逢隈いちご団地造成工事までの5件の議案につきましては、去る7月8日に入札を執行したいちご団地造成工事におけるそれぞれの工事請負契約を締結するために、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議決を求めるものであります。この工事につきましては、東日本大震災により被災したイチゴ農家等の支援を図るため、東日本大震災復興交付金を活用し町内3カ所、そして5工区にいちご団地を整備する事業であります。

議案第60号 町道の路線認定についてにつきましては、東日本大震災からの復興事業であるミニライスセンターの建設に当たり、建築確認申請を行う上で町道の路線認定が必要となることから、路線認定を行うものであります。

次に、予算関係事案についてご説明を申し上げます。

議案第61号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,138万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を810億3,406万9,000円とするものであります。

初めに、歳出予算についてご説明を申し上げます。

今回につきましても東日本大震災に関連する事業の補正予算になりますが、11款災害復旧費におきましては、東日本大震災により被災した長瀬小学校及び逢隈小学校の復旧を図るため、それぞれの災害復旧工事に係る実施設計委託料を合わせ

て7,138万5,000円を増額補正するものであります。長瀬小学校につきましては校舎及び屋内運動場の復旧工事、逢隈小学校につきましてはプール及び屋内運動場の復旧工事を行うための実施設計委託料がその主なものであります。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

13款国庫支出金につきましては、平成23年度において実施した長瀬小学校の仮設プレハブ教室設置事業に対し、公立学校施設災害復旧補助金として1,735万2,000円を増額補正するものであります。

また、この事業に係る補助対象外のいわゆる補助裏分を9款地方交付税の震災復興特別交付税として867万6,000円増額補正するものであります。

17款繰入金につきましては、今回の補正の調整財源として4,535万7,000円を財政調整基金から繰り入れするものであります。

最後に、報告第5号 専決処分の報告について、賠償額の決定及び和解につきましては、亘理消防署北側職員駐車場で発生した事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により平成24年6月28日専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上、提出議案についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださりますようお願いを申し上げます。提出議案の説明といたします。

議長（安細隆之君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 議案第54号 町が行う土地改良事業について

議長（安細隆之君） 日程第4、議案第54号 町が行う土地改良事業についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） それでは、議案第54号 町が行う土地改良事業について、土地改良法第96条の2第2項の規定により、下記、土地改良事業を町が事業主体となり施行することについて、議会の議決を求めるものであります。

- 1 事業名 震災復興畑団地整備事業。
- 2 地区名 亘理地区でございます。

この事業につきましては、先ほど町長が説明したように、新たないちご団地、浜吉田いちご団地、開墾場いちご団地、逢隈いちご団地の3団地の整備に伴い、農地や道路、水路等の区画形状変更をし、より農地として利用しやすくなるように土地の再配分、すなわち農地の所有者からいちご団地に入植する方に土地の権利を移すことや道路、水路等の区画形状変更をし、付けかえする業務を町が事業主体となり施行するため、土地改良法第96条の2第2項規定に基づき議決を求めるものであります。

この土地改良法第96条の2第2項の規定の内容は、土地改良事業を行うため畑団地整備事業計画について議決を求める条文でございます。

それでは、事業区域の内容についてご説明申し上げますので、3ページをお開き願いたいと思います。

計画平面一般図について北のほうから、上のほうからご説明申し上げます。

逢隈いちご団地につきましては、鳥屋崎地区の常磐自動車道の東側で、北側は町道鳥屋崎本線より南側で、木倉川排水路の両岸の位置であります。南側は、町道中原谷地中線の区域で農地面積9.1ヘクタール、道水路面積1.3ヘクタールの計10.4ヘクタールの区域を整備する計画であります。

次に、浜吉田いちご団地につきましては、吉田字舟入南と下新田地区の常磐自動車道の西側で、北側は舟入川、南側はパイロットの送水機場で、西側は亘理土地改良区の東側を通過しております農面道路の区域で農地32.5ヘクタール、道水路4.1ヘクタール、計36.6ヘクタールの区域を整備する計画であります。この中で、一部除かれている区域はイチゴ選果場2.2ヘクタールでありまして、JAみやぎ亘理が農業用施設ということで単独買収するため、区域として除外しております。また、小さく除外されている上のほうのところは、未相続の農地もあることから除外しております。

開墾場いちご団地につきましては、吉田字北上と吉田字北中地区で、橋本堀排水路西側で南側は県道吉田浜山元線、北側は吉田選果場南側で、西は町道高屋谷地線の区域で農地18.6ヘクタール、道水路1.7ヘクタールの計20.3ヘクタールの区域を整備する事業でございます。

次に、事業の内容についてご説明申し上げますので前のページ、2ページをお開き願いたいと思います。

それでは、計画概要書に基づいてご説明申し上げます。

地区名につきましては、亶理地区。

事業主体は、亶理町。

事業名につきましては、畑団地整備でございます。

計画事業別面積につきましては、普通畑として60.2ヘクタール、その他道水路として7.1ヘクタール。この道水路ですね、現況では5.3ヘクタールでございますが、道水路の整備の幅が広がるということで1.8ヘクタールほどふえるような形になっております。計60.3ヘクタールの整備計画であり、総事業費として119億1,583万1,000円で、1反当たり1,770万6,000円であります。

事業地域の農業概況の専兼別農家戸数については、平成19年亶理町統計書では専業1種、2種、兼業農家数の合計は1,498戸で、1戸当たりの平均耕作面積は191アールでございます。

平均農家所得につきましては、平成14年県の農林業センサスでは727万7,000円となっております。

主要作物別作付面積につきましては、平成19年亶理町統計書では水稻が2,446ヘクタール、野菜その他413ヘクタール、果樹が44ヘクタールで、延作付面積が2,903ヘクタール、土地利用率は78.1%であります。

現況基盤整備状況につきましては、浜吉田いちご団地が30アール区画の農地ですが、開墾場いちご団地、逢隈いちご団地におきましては未整備の農地であります。

営農計画等につきましては、営農類型は施設園芸、作物構成はイチゴ、菊、シェンギク、経営耕地として60.2ヘクタールでございます。

所得目標としては600万円、これは町の認定農業者の目標所得600万円ということでございます。あと、労働構成につきましては基幹が1人、補助1人と。これは夫婦を想定してあります。

農振土地利用につきましては、農用地、農振農用地外として59.3ヘクタールであります。

費用負担等につきましては、国の復興交付金として88億9,875万4,000円、負担割合は75%でございます。あと、市町村ということで、特別交付税と一部町の単独費を使いまして30億1,707万7,000円で、特別交付税として負担割合は25%で合計

119億1,583万1,000円が事業費となります。

その内容につきましては、表の右の上のほうにあります主要工事計画についてご説明申し上げます。

基幹事業として、3団地、面積67.3ヘクタールの造成工事でございます。盛り土高が平均0.6メートル程度でございます。この造成工事に伴う工事費でございますが26億8,619万4,000円で、栽培施設として鉄骨ハウス、高設ベンチ等、今104棟ほどの入居者がありますが、その施設の工事費として75億6,989万円となっております。付帯設備として育苗、夜冷库施設、管理施設として13億7,818万8,000円あります。その他の経費として、測量試験費としましては用地測量と設計施工管理費等として2億3,073万3,000円あります。換地費としては、換地計画の原案の作成や一時利用地の指定、換地計画書の作成、分筆登記、換地処分登記、確定測量等で5,082万6,000円となっております。ことしから平成28年度までとして事業を計画しておりまして、このお金を町と農協で支出したいと考えております。

換地計画につきましては、現況の平均戸当たりの筆数は2筆でございます。あと、平均戸当たりの団地数は1.3団地、1団地当たりの平均面積が0.3ヘクタールであり、計画については平均戸当たりの筆数は1筆、平均戸当たりの団地数は1団地、1団地当たりの平均面積が0.6ヘクタールでございます。

効果につきましては、新たな団地の生産ですのでその所得について説明いたします。

生産向上効果の所得につきましては、イチゴの計画反収は5.5トン、1反当たりでございます。菊につきましては、1反当たり5万7,000トン、シュンギクにつきましては1反当たり4.4トンで計算した所得は21億1,306万7,000円であり、1反当たり351万円であります。

経費節減効果につきましては、労働経費、機械経費、資財経費、維持管理経費等について計算した場合10億1,634万9,000円となり、生産向上効果額から経費節減効果額を差し引いた場合、マイナスにした場合が10億9,671万8,000円となり、1反当たりの所得額につきましては182万2,000円となっております。

投資効果につきましては、国民経済的側面からの評価で事業を行うことが長期的に見て経済的であるかどうかの評価を行うものでありまして、1.0以上あれば総事業費以上の効果が見込まれるということであり、1.04であることから効果が見込

まれるということでもあります。

関連事業につきましては、国営かんがい排水事業亘理山元水利施設改修等で、これやったのが水管理システムの構築事業などをやっております。また、県営かんがい排水事業は、現在改修している柴鳥排水路や荒浜排水機場の改修工事等でございます。

一番下にあります県営湛水防除事業につきましては、吉田排水機場の新設や東新堀排水路等の改修工事の事業でございます。

最後になりますが、法手続につきましては、公告及び申請事業費は119億1,583万1,000円でございます。

また、三条資格者につきましては183人でございます。

以上が、町が行う土地改良事業の震災復興畑圃地整備事業計画概要書について説明を終わりますが、ご審議方よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 土地改良法96条の2についてですけれども、今回議会の議決を経た後の経過ですね。どういうふうな経過をたどっていくのか、それを説明してください。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 議決を経た後、公告しまして、その後に同意徴集をいたします。三条資格者183人に同意徴集をすると。その後に、県の関係機関と協議を果たしまして、正式な計画概要書ができれば、またその概要書に基づいて公告をするというような手続になっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今の関連ですけれども、確認のために質問しますけれども第3条、この第3条というのは土地改良法の第3条ですね。第3条に規定する資格を有する者の3分の2以上の同意ですね。この3分の2以上というのは、数字的には幾らなんですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 先ほど言いましたように、三条資格者183名から、5名というのは国とか県とかあと町とかいろいろ公的機関の所有者もいますので、それ

を引いたのが178名います。178名の3分の2という言い方でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 最後ですけれども、この計画を変更したり廃止した場合は、どういふふうになるんですか、我々の関係で。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 最終的には、この形よりも若干縮まったりする可能性もありますので、その変更について再度また同じような形で変更の事業計画を公告するような形になります。

16番（鞠子幸則君） 我々との関係は。

農林水産課長（東 常太郎君） 議会については、再度変更については、議決ないと私は思っていますけれども。

16番（鞠子幸則君） 議決事項なんです。

農林水産課長（東 常太郎君） 変更もですか。

16番（鞠子幸則君） 変更だり、廃止するときにも議会の議決を経て県に認可するとなっているのね、法律上はね。

農林水産課長（東 常太郎君） じゃあ、その形で変更手続をとりたいと思います。

16番（鞠子幸則君） ちゃんと基本的なことは、そういうことは勉強してくださいよ。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 今回の参加している方々はいいんですけれども、こういう事業に参加しないで庭先とかちょっと離れた場所でイチゴを栽培している方々に対する育成、そして強化策というようなものは、どのように考えて互理のイチゴを現状維持、それ以上に伸ばしていくような考えを持っているかということをお伺いします。その場合に、今回参加しない人数がどのぐらいいて、それらへの対応を、それについてお伺いをします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 議員さんの言ったように、今回この形に参加しないで自分の宅地の周辺にやっている方も多々見受けられます。この方々は、いち早く昨年度の事業を使いましてやっている方と、ことし新たに同じような形で農協さんが取りまとめてその資材とかを買ってやっている方々もいます。ただ、昨年度とこ

としの国の補助金の割合が、たしか去年は300億円ほどあったんですが、
ことしは30億円ぐらいの予算規模でございました。そういうことで、いろいろと
庭先の方でやる方々から要望、要請がありましたので、町としては国のほうにも
う少し予算の規模を大きくもらえるように、今要請しているところであります。
以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 参加しない人は、それぞれ事情があって参加しないと思うんですけれども、やっぱりその方々から聞こえてくることはもうちょっと我々にも光を当てて目を向けたらどうかというようなこともあるし、ある人は自分で水の浄化装置をつけて水を引っ張ってやっている人もいるし、それらの方々については補助もないし、国からも認められていない装置なので、そういうので一生懸命やっている方もいるんですね。ただ、今は町の水道水で半額、家庭用でやっているような補助はありますけれども、もう少しやっぱり皆さんの士気を高めるためには参加しなくても同じ町内から出荷するイチゴなので、ブランド名として出しているのであればそれなりのつくりやすい環境、状況をつくってやるというのも今後は必要ではないかと思うんですね。その辺について、もう1回お願いします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 議員さんのおっしゃっているとおりでございますので、町と農協とで連携を組みまして、その団地以外の人たちの意見を聴取してやっていきたいと。

また、水道のことにつきましては、うちのほうで送水機場、水が出ますので、あの辺から地下水の塩分が解決するまで、その辺の取り出しについては今後続けていきたいと考えています。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 造成するに際しての土ですね。0.6メートル程度盛り土するという
ことで、その量なんですけど、造成工事は67.3ヘクタール。単純に40万立米必要かなと私の計算上、思うんですよ。その土はどちらから運ばれるかが一つ。まず、一つずついきます。お答えいただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 確かに、広大な面積でございまして一気に土を運ぶという

ことでございます。今回、いろいろとその後には工事の概要等説明あると思うんですが、今回この団地につきまして五つに分けて、互理町なりの土取り場から取るような形になっております。いろいろ、その中でバッティングとかしないような形でやっていきたいと考えております。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 町内から調達するという形でございますが、40万立米、これは交通量の問題でちょっといきます。10トンダンプで行きますと、単純計算で5トンしか積めないということになれば、40万立米、イコールトンですわね。すると8,000台。違ったら言ってくださいよ。8,000台で、いつからいつまでというか作付も早目にしたいということで、単純に1年間、そんなにかからないという見込みでやっているわけでしょうけれども、365日から休み引いて、週1回、すると300日。8,000台を300日、約270台かな、1日。今、現にさざんか通り、朝7時ごろはダンプが行き帰りしています。夕方の5時前後もそうです。交通量、今でも実は頻繁です。交通量対策どのようにされるかを、ポイントはそこをお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 先ほど言いましたように、1日当たり270台。それは1台当たりの往復からすれば、往復が8回となれば270台を8で割ると大体1日40台ぐらいの往復かなと思うんですけれども、確かにうちのいちご団地ばかりではございません。今、災害関係で防潮堤等かなりダンプが入っていますので、いろいろと今後、広域的な形で、都市建設課ともいろいろ打ち合わせをしているんですけれども、そういう協議会をつくってスムーズな搬入、安全対策等を考えていきたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） イチゴについてお伺いしたいと思います。今回は、高設栽培ということで水耕栽培も行うようになりますけれども、そういう上でこの今、計画を見ているとハードの部分はしっかり見えているんですけれども、私はこのソフト事業もしっかりやっていかないと、この1件当たりの所得ですか、ここの目標までは難しくなるのかななんて思いますけれども、その部分でソフト対策としてはどのようなことを考えていますでしょうか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今、うちのほうと農協さん、あと土地改良区さんで週に1回ずつこのいちご団地について定例会を設けております。その中で、早急にやらなくてはいけないというのが、ハード事業が見えてきたので、その後のケアをどうするかというような話でございまして、あした権利者、幹部の方々を集めまして、3団地について早急に組合をつくっていただくと。その中で、いろいろと役員さんらをつくりまして、その後にいろいろな話し合いを、組合としてすべきこと、またこちらからいろいろと情報発信することなどを考えております。

先ほど議員さん言ったように、今後の施設の高設ということではほとんど慣れていない方々が多いということがございますので、農協さんを主体にそういうソフトの分のケアを今後やっていかないとうまくないんじゃないかと。うちのほうで想定している5.5トンといっても、最初から5.5トンがとれるのかと言われた場合、私もその辺はやっぱりそれなりの、皆さんとの講習等でしていかなくてはならないのかなと考えていますので、その辺の充実を今後図っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。15番島田金一議員。

15番（島田金一君） 今のソフト面の延長だと思うんですが……。 （「マイク使ってください」の声あり） 今後、3団地組合をつくって営農していくということなんですが、いろいろ家庭の事情と身体の事情でその営農を継続できなかった場合という形も考えられると思います。そういうときは、こういうふうな組合が責任を持って調整するのか、それとも最終的には町の責任なのか、その点二つの点で答申をお願いします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） きのうもその団地の組合の創設に伴いまして、規約等を今つくっております。その中で、今の二つの分について問題がかなり、どのような形で対処していくかということがございますが、町のほうでは施設を貸すという形になりますので、あくまでももし途中でリタイアした場合、町のまず同意を得ると。その中で、団地の中で、組合の中で入居者等についていろいろと精査していただき、その団地が空かないような仕組みをつくっていかなくてはならないのかなと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） まず、所得が21億1,300万とこうあります。イチゴ、菊、シュンギク、ここに人数は何名でこの所得計算されたのか、お願いします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、イチゴ99名、花卉が2名、野菜が3名でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） イチゴ99名と言われましたけれども、当初は百二十数名と聞いておりました。私、イチゴ生産者の方からこの減となったのは何が原因なのかということで、この原因を知りたいと、ぜひイチゴ生産者のほうにこの原因を教えてくださいなかないかということをおっしゃっていますので、この件についていかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、原因といいますといろいろと事情あります。私、一番聞いているのは、やっぱりイチゴを生産する上で、家族経営でございますので、旦那さんがやりたいやりたいと言っても奥さんが同調しないというのが一番多いのかなと。あと、もう一つは、やっぱり65歳以降の年齢の方が将来性を考えたら、5年先にその土地を取得するようになります。面積的には6反歩ということでございますので、それに1反当たり50万円を掛けますと300万円以上の負担を伴うというのに対して不安を感じているのかなと思っております。あと、後で質問あるかもしれませんが、面積的に減になったのも要因あるかもしれませんが、うちのほうでその形でやるしかないと思っておりますので、後の減になった分についてはやっぱり自助努力でお願いしたいという関係かなと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） ぜひその不安解消をしていただけるように、またこれからどんどん減っていったということじゃちょっと困ると思いますので、その今の点をもう一度イチゴ生産者の方にお話ししていただきたいとこのように思います。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第54号 町が行う土地改良事業についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 町が行う土地改良事業についての件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第55号 工事請負契約の締結について

議長（安細隆之君） 日程第5、議案第55号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第55号についてご説明を申し上げます。

議案は、4ページになります。

工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 工事名 平成24年度 浜吉田いちご団地造成（その1）工事
- 2 請負金額 4億9,350万円
- 3 契約の相手方 亶理町吉田字松元209番地1

田中建材輸送・八木工務店・渡辺工務店 特定建設工事共同
企業体

なお、今回の落札率につきましては97.88%でございます。

次のページをお願いいたします。5ページになります。資料でございます。

- 1 入札年月日 平成24年7月6日
- 2 入札の方法 条件つき一般競争入札

この条件につきましてはの主なものにつきましては、まず亶理町建設工事入札参加

資格者名簿に登載されているもので構成される特定建設工事企業体であることと
いうのが一つでございます。あと、代表構成員につきましては、亘理町内に本店
を有する事業者で、土木一式工事につきまして特定建設業の許可を受けており、
かつ総合評点値が700点以上である者と。それから、構成員につきましても亘理町
に本店を有する事業者で、土木一式工事につきまして特定建設業または一般建設
業の許可を受けている者というのが主な条件でございます。

なお、これ以降の四つの議案ございますが、その条件につきましてはすべて同じ
でございます。

続きまして、

3 入札業者名 阿部春建設・結城組 特定建設工事共同企業体

田中建材輸送・八木工務店・渡辺工務店 特定建設工事共同企
業体

斎藤工務店・千石建設・小野工務店 特定建設工事共同企業体

の3共同企業体でございました。

4 入札回数 1回

5 工事場所 亘理町吉田字舟入南 地内外

6 工事の概要 いちご団地造成工事 19.5ヘクタール

土工 盛り土が12万6,540立方メートル

道路工 道路附帯工 一式

水路工 排水附帯工 一式

附帯施設工 水道管布設 1,938.2メートル

工期につきましては、平成24年7月21日から平成25年3月20日までとなっております。

なお、次のページ以降に位置図、それから平面図等を添付してございます。以上
で説明を終わります。

議 長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議
員。

16番（鞠子幸則君） 今、課長から説明ありましたけれども、契約の相手方の代表構成員
はどの業者ですか。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 今回では、田中建材輸送になります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 次の議案からも、どこが代表構成員かを説明してください。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号 工事請負契約の締結の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第56号 工事請負契約の締結について

議長（安細隆之君） 日程第6、議案第56号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第56号についてご説明を申し上げます。

工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

1 工事名 平成24年度 浜吉田いちご団地造成（その2）工事

2 請負金額 4億5,045万円

3 契約の相手方 亶理町逢隈高屋字中野上108番地

斎藤工務店・千石建設・小野工務店 特定建設工事共同

企業体

なお、代表は齋藤工務店でございます。

それから、今回の落札率につきましては97.66%でございました。

次のページをお願いいたします。資料でございます。

- 1 入札年月日 平成24年7月6日
- 2 入札の方法 条件つき一般競争入札
- 3 入札業者名 田中建材輸送・八木工務店・渡辺工務店 特定建設工事共同企業体
齋藤工務店・千石建設・小野工務店 特定建設工事共同企業体
太田工務店・芦名組・宮城林産 特定建設工事共同企業体

の3共同企業体でございました。

- 4 入札回数 1回
- 5 工事場所 亘理町吉田字下新田 地内外
- 6 工事の概要 いちご団地造成工事 15.2ヘクタール
土工 盛り土 11万5,220立方メートル
道路工 道路附帯工 一式
水路工 排水附帯工 一式
附帯施設工 水道管布設 2,263.7メートル

工期につきましては、平成24年7月21日から平成25年3月20日まで。

同じように、右側のほうに、次のページ以降に位置図、それから平面図等を添付してございます。以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけですね。工期が25年3月20日なんですけれども、それまでに造成事業が終わるといふふうに見通し、見通しあるからこういうふうにとったと思うんですけれども、工事請負契約の変更はないですね。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今の形では、この形でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第57号 工事請負契約の締結について

議長（安細隆之君） 日程第7、議案第57号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第57号についてご説明申し上げます。

工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 工事名 平成24年度 開墾場いちご団地造成（その1）工事
- 2 請負金額 3億2,025万円
- 3 契約の相手方 亶理町逢隈高屋字中原39番地1

太田工務店・芦名組・宮城林産 特定建設工事共同企業体
代表は太田工務店でございます。

なお、この工事の落札率につきましては97.04%でございます。

次のページをお願いいたします。資料でございます。

- 1 入札年月日 平成24年7月6日
- 2 入札の方法 条件つき一般競争入札
- 3 入札業者名 阿部春建設・結城組 特定建設工事共同企業体

太田工務店・芦名組・宮城林産 特定建設工事共同企業体

の3共同企業体でございます。

4 入札回数 1回

5 工事場所 亘理町吉田字原 地内外

6 工事の概要 いちご団地造成工事 12.1ヘクタール

土工 盛り土 7万8,710立方メートル

道路工 全幅5メートルで702.6メートル

道路附帯工 一式

水路工 土水路工 1,056.5メートル

排水附帯工 一式

附帯施設工 水道管布設 1,686.9メートル

工期につきましては、平成24年7月21日から平成25年3月20日まででございます。

同じように、次ページ以降に位置図、それから平面図等を添付してございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 議案との関連ですけれども、いちご団地造成事業とのかかわりですね。ハウスの建設工事は、今どういうふうになっているんですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今、ハウスと中に入る高設ベンチ等の設計について入札すべく、準備進めている最中でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第58号 工事請負契約の締結について

議長（安細隆之君） 日程第8、議案第58号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第58号についてご説明申し上げます。

工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 工事名 平成24年度 開墾場いちご団地造成（その2）工事
- 2 請負金額 3億8,850万円
- 3 契約の相手方 亶理町荒浜字水神62番地

阿部工務店・岩佐組 特定建設工事共同企業体

代表は阿部工務店でございます。

この場合の落札率でございますが、97.10%でございます。

次に、次ページ、資料でございます。

- 1 入札年月日 平成24年7月6日
- 2 入札の方法 条件つき一般競争入札
- 3 入札業者名 阿部春建設・結城組 特定建設工事共同企業体
阿部工務店・岩佐組 特定建設工事共同企業体
田中建材輸送・八木工務店・渡辺工務店 特定建設工事共同企業体

の3共同企業体でございます。

- 4 入札回数 1回
- 5 工事場所 亶理町吉田字北中 地内外
- 6 工事の概要 いちご団地造成工事 11.9ヘクタール

土工 盛り土 9万5,840立方メートル

道路工 全幅5メートルで768.4メートル

道路附帯工 一式

水路工 土水路工 1,544.7メートル

排水附帯工 一式

附帯施設工 水道管布設 1,797.7メートル

7 工期 平成24年7月21日から平成25年3月20日まで。

同様に、位置図、平面図を次ページ以降に添付してございます。以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 条件つき一般競争入札の関係で、今町で公告している条件つき一般競争入札の工事名はわかりますか。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員、議題外の質問ではないでしょうか。

16番（鞠子幸則君） わからないのかな。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） すみません。正確につかんでおりませんので、回答を控えさせていただきます。

16番（鞠子幸則君） わかりました。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第58号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第59号 工事請負契約の締結について

議長（安細隆之君） 日程第9、議案第59号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、議案第59号についてご説明を申し上げます。

工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 工事名 平成24年度 逢隈いちご団地造成工事
- 2 請負金額 2億8,350万円
- 3 契約の相手方 亶理町字東郷209番地5

阿部春建設・結城組 特定建設工事共同企業体

なお、代表は阿部春建設でございます。

落札率につきましては、98.64%ございました。

次ページをお願いいたします。資料でございます。

- 1 入札年月日 平成24年7月6日
- 2 入札の方法 条件つき一般競争入札
- 3 入札業者名 阿部春建設・結城組 特定建設工事共同企業体
阿部工務店・岩佐組 特定建設工事共同企業体
太田工務店・芦名組・宮城林産 特定建設工事共同企業体

の3共同企業体でございます。

- 4 入札回数 1回
- 5 工事場所 亶理町逢隈高屋字鳥東 地内外
- 6 工事の概要 いちご団地造成工事 9.2ヘクタール
土工 盛り土 6万4,740立方メートル
道路工 全幅4メートルで588.1メートル
道路附帯工 一式
水路工 排水フリームが896.3メートル

排水附帯工 一式

附帯施設工 水道管布設 1,865.6メートル

7 工期 平成24年7月21日から平成25年3月20日までとなっております。

位置図、平面図につきましては、次ページ以降に添付させていただいております。以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 五つの団地造成の全般的なものなんですけれども、先ほど畑団地の概要書を説明していただきました。その中で、基幹工事の造成工事として事業費が26億8,619万4,000円で、今の五つの事業の請負契約の金額を合計しますと19億3,620万円となっております。その差額といいますか、その辺の内容が、概要書の事業費が請負金額だったのかどうかということが一つと、二つ目です。

先ほどの概要書の造成の面積が67.3ヘクタールですけれども、この請負契約書の5事業の合計が67.9ヘクタールになります。その0.6ヘクタールの差の説明。

あと、先ほど高野進議員がお話ししたとおり、トラックの関係なんですけれども、ここに詳しく堆積というんですか、土の量が載っています。これを計算しますと約48万立米、トラックが1台5トンとして約9万6,000台。これを7月21日から、あしたから始めて3月20日まで243日休みなしで働くと、1日396台というふうになります。それで、そのトラックが走るにおいて、幹線道路だったらいいんですけれども、中には生活道路とか子供の通学路また歩道のないような道路を走った場合、生活に不安を感じる場合がありますので、そういう道路を通るのかどうか。

以上、3点をお聞きします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、1点の造成工事26億何千何がしてありますが、とりあえずこの今回の事業費を上げているわけでなくて、申請した造成事業費を上げております。

あと、2番目の67.3というのでございますが、今回のいちご団地の工事発注したのは今回の104人になった面積でございませぬので、前の面積で発注しております。そういうことで、いずれ開墾場いちご団地のその1のほうにその減額になっ

た面積を調整するような運びになっております。約5ヘクタールほど減額になるのかなというような状況でございます。

あと、3番目の車の台数でございますが、約1日400台と。五つのほうに分けると80台。そうすると、大体一つの団地に10台で発注を組むみたいな形になりますが、今考えているのはあくまでも国道、県道主体にそっちを走るような形で業者のほうと調整しております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 例えば、これから事業を行うに当たって、見積もり等入札して金額が決まった場合の差額出てくると思うんですよね。その辺の扱いはどうするのかというのと、先ほど0.6ヘクタールの差が入植する方たちが減ったという話なんですけれども、実は概要書よりも今回の契約のほうは0.6減っているんですけれども、時期的にはこの概要書資料を渡されたのが7月17日で、入札したのが7月6日かな。その十何日の中で、その0.6の差が生じたのかどうかをお聞きします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） お金につきましては、差額、違算というか請け残が出てきます。そういうことについては、今のところ開墾場いちご団地と浜吉田いちご団地の関係につきましては圃場整備が入ります。概要の中にも、水路の側溝とかは入っていません。土水路の状態になっています。ですから、そういう水路等の変更は今後そのお金を使うような形になります。

あと、要するに今回のこの発注する段階で、工事発注積算するには確かに2カ月前にもう一般競争入札という時間を要します。ですから、確かに7月の仮契約は6日になってはいますが、その1カ月前にそういうことで発注せざるを得なかったということは、やっぱり工事を発注していかないと見えてこないところが出てくるんです。ですから、この工事について若干入居者の数等、前の形で見切り発車したという嫌いはある。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 今までのいちご団地についてなんですが、高野孝一議員も言ったんですが、私からは工期についてお伺いしたいと思います。

3月20日工期終了でございます。今まで、震災の復興計画では方々において工事が遅れております。それは、人員が不足しているとか資材が足りないとか、現に

私ども一口に言うと沼頭なんです、社会福祉協議会、あそこは1月31日、多分工期終わりですが、何かいつの間にか切れている。最近は、マジック的に8月30日とかになっております。要するに、ペナルティーはあるかどうかなんです。過日のこの問題についてはペナルティーがないやに伺いましたけれども、今回は物事を生産するわけなので、時期を失すると1年間イチゴが栽培できないかもしれません。これについて、再度、工期が3月20日、ペナルティーがあるのかないのかをお伺いしたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 工期については、先ほど言ったように、今、高野前の議員さん言ったように見切り発車しているというのは、ある程度工期を多くとっておかないと、言って悪いけれどもうちのほうでも想定できないです、今のところ。私たちの事業だけやるならば、はい、議員さん、3月20日までにできますと言います。ただ、それ以上にやっぱり防潮堤、そういうもろもろの工事が入っていますので、想定外になった場合は延びるかもしれません。ただ、そのためになるべく早目に発注したという嫌いはあります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 工期遅れた場合のペナルティーでございますけれども、当然ながら何の理由もなく遅れた場合についてはペナルティーがございます。ただ、それなりの、先ほど出ましたけれども、資材がどうしても入らないとか、それからさらに、あってはならないんですけれども地震が起きたとかそういった理由があれば、当然申請していただいて認めた場合については、ペナルティーはないというふうなことでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第59号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第60号 町道の路線認定について

議長（安細隆之君） 日程第10、議案第60号 町道の路線認定についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） それでは、議案書の24ページをお願いいたします。

議案第60号 町道の路線認定について説明を申し上げます。

今回の町道の路線認定の目的は、東日本大震災からの復興事業であるミニライズセンターの建設に当たり、建築確認申請を行う上で町道の路線認定が必要となることから、路線認定を行うものでございます。

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものでございます。なお、認定する路線は二つの路線でございます。

最初に、路線番号の467については高屋区内の路線であり、路線名が道下線でございます。起点については逢隈高屋字道下57-4の地先から、終点は逢隈高屋字道下70-1地先でございます。

次のページをお願いします。

ここには、町道路線認定箇所図がございます。場所については高屋公会堂の南の東西の路線であり、道路延長は230メートルでございます。丸印が起点、そして矢印が終点でございます。

前のページに戻っていただきまして、路線番号の468については鳥屋崎区内の路線であり、路線名が前原鳥東線でございます。起点については逢隈高屋字鳥東2地先から、終点は逢隈高屋字前原73-3地先でございます。

箇所図については、26ページをお開き願います。

この図面のとおり、鳥屋崎区内の塩釜神社の西の南北の道路と東西の路線であり、道路延長は530メートルでございます。同じく丸印が起点、そして矢印が終点でございます。

以上で、議案第60号について説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） ミニライスセンター、どこに建設するんですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 道下線の路線になりますけれども、ちょうど高屋の公会堂の南北の道路と今回路線を認定していただくちょうどかずまになります。これが高屋の集団組合のミニライスセンターでございます。

あと、鳥屋崎のほうにつきましては、塩釜大明神の西側でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2番目のその鳥屋崎の、ここは誰が使うんですか。ライスセンター、誰が使うんですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 鳥屋崎の集団組合の形で27名の方々が使うというような形になっています。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 路線認定がされれば、現状は津波等で道路が壊れております。そうした場合、路線認定されればその辺の道路整備がされるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） 現状を見て検討したいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第60号 町道の路線認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 町道の路線認定についての件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第61号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第3号）

議長（安細隆之君） 日程第11、議案第61号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） それでは、一般会計補正予算書（第3号）を使ってご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページでございます。

議案第61号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第3号）

平成24年度亘理町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,138万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ810億3,406万9,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げますので、10ページをお開きいただきたいと思っております。一番最後のページになります。

それでは、歳出でございます。

11款災害復旧費3項2目公立学校施設災害復旧費7,138万5,000円の増額補正でございます。右側説明にございますが、長瀨小学校の校舎それから屋内運動場の復旧工事、それから逢隈小学校につきましてはプールそれから屋内運動場等のそれらの復旧工事に係りますそれぞれの設計業務委託料というふうなことで、合わせて7,138万5,000円を増額補正するものでございます。

それでは、歳入についてご説明申し上げますので、前のページ、8ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入でございます。

9款1項1目地方交付税867万6,000円の増額。

それから、13款2項6目の災害復旧費国庫補助金1,735万2,000円の増額補正でございますが、これにつきましてはただいまの歳出で申し上げました分に係る補助金ではございません。町長の提案理由の中にもございましたが、この1,735万2,000円につきましては23年度で実施いたしました長瀬小学校の仮設校舎に対する補助金でございます。その分の内示が示されたというふうなことで、それに伴いましての今回補助金として増額補正するものと、一番上にあります地方交付税、これにつきましては震災復興特別交付税でございますけれども、いわゆる補助残分といたしまして867万6,000円分を増額補正と。この合わせた分が、先ほど申し上げました平成23年度に実施しました長瀬小学校の仮設校舎の建設費というふうなことでございます。

次に、17款繰入金1項1目の財政調整基金繰入金4,535万7,000円の増額補正でございますが、これにつきましては今回の補正で歳入に不足する分の調整財源といたしまして基金から繰り入れを行うものでございます。以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず、第1点に認識をお伺いいたしますけれども、11ページですね。

11款3項2目長瀬小学校の災害復旧についてですけれども、小中学校含めて学校の再開はまちづくりを進める上でも、また地域のコミュニティーをつくる上でも中核となるというふうに思いますけれども、そういう認識は持っていますか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今、鞠子議員さんおっしゃるとおりでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 長瀬小学校については、当初の見込みと現在で、いつ再開する予定になっているんですか。当初いつで、現在いつになっているのかということですね。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） お答えを申し上げます。

当初の長瀬小学校の再校につきましては、27年度以降というような形で出していたと思います。今現在では、これが予定どおりにいけばの話ですけれども、26年の8月ごろを再校、要するに学校でいきますと26年度の2学期、8月から9月に、夏休み以降という形になりますけれども、再校したいという形で今進めております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 関連しますけれども、荒浜小学校と荒浜中学校の現時点での再開の見込みはいつになっていますか。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 荒浜小学校につきましては、皆様から補正予算で工事の費用等について4月に補正いただきましたけれども、こちらにつきましては今年度中に工事発注をするということで、多分来月の臨時議会のほうに皆様のご同意を得る工事契約を発注するような格好になるかと思えます。提案する形になると思えます。それで、それのご同意がいただければすぐ工事を発注いたしまして、荒浜小学校については今年度中、要するに来年の2月か3月までには工事を完了させて、子供さんの受け入れの準備をしたいなというふうには考えております。

なお、中学校につきましては、こちらにつきましては皆さんにもご説明したとおり、高床式の特殊な校舎をつくるということから、なかなか事業的な内容について文科省、財務省、こちらから許可がおりませんでした。そういった中で、やっとおりましたものですから、これを長瀬小学校と同じようになるべくこの時期に合うように今発注を進めているところです。こちらについても、いろんな予算についてその都度議会のほうに補正予算の提案をしていきたい、そして進めていきたいということで、今考えているのは長瀬小学校と同じ再校の時期にしたいなというふうに考えております。内容的には、いろいろ細かいのがあるわけですが、中を進めていけば何とか長瀬小学校の再校時期、要するに26年の8月ごろまでには終わらせたい、そして9月の2学期には何とか生徒を受け入れたいという形で今進めているところでございます。

これにつきましては、やはり先ほども話がありましたとおり予定でございますけれども、工事発注しても先ほど言ったとおりやっぱりいろんな問題があるようです。材料が入らなかったり、人夫の問題だったりというものがあるようです。

から、なるべく早く発注して早く受け入れ体制の受け皿を整理しておくという形にしたいなということで、教育委員会は考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 同じところの項目ですけれども、何せ12月にこの長瀬小学校の現地再建について質問しております。そのとき、教育委員会では児童生徒のアンケート、意向調査を実施して、現在地またはその他の地域というような設問でして、約半分半分ぐらいかというような数値を示していただいたと思います。その後、地域の意向とかあの辺の方々、そういう方々にも意向調査、いろいろ事情聴取とかをして、もうちょっと現地がいいのか他のほうがいいのか、設問の中においても他の地域と抽象的な設問でなくて、例えばどこどこ、吉田中学校の西側とかそういう限定した質問を出して意向調査をやってみてはどうかというような質問をしたんですけれども、教育長は後日検討しますというような回答が返ってきていると思うんです。その後、教育委員会当局では保護者の意向、地域住民の方々、そういう方々にどのような実情、意向調査をしたのかですね。それで、今回の実施設計となってきたけれども、実施設計というところある程度教育委員会当局で自分の設計基本を持っていて、それをコンサル業者にこのようにしてくださいよというのが多分実施設計の詳しくなった中身になってくると思うんです。この辺の基本的なものをどういうふうに考えているのか、長瀬小学校を再建する場合。そういう中身をひとつ伺いたいと思います。またこれは繰入金でこのようなことをするようですけれども、本補助ではないようなのでね、まだまだ移動はできると思います。それで、長瀬小学校は、本当にあそこは避難場所として適当な位置なのか。地域のコミュニティーをつくる場合、吉田東部地区のまちづくりをつくる場合、あそこは地域の核となるところなのかと、地域の学校というのであれば。その辺の検討をどのようにしたのかということをまず伺います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、12月の議会で私のほうからも答弁しましたけれども、現地再開というか今の現在での校舎じゃなくて、西側の体育館の、盛り土されていると、将来あそこに校舎を建築するというふうなことで大分前に造成して、体育館、プールはそこに移築しているわけですね。そういうふうなことで、当時の津波状況を見ても体育館には浸水しなかったと、床上までですね。そういうふうな

ことも踏まえて、開墾場周辺の住民なんかも戻りつつあるというふうなこともございますので、西側に移築すると、いわゆる新築するということで、そういうふうなことでアンケートもしましたし、保護者会集めまして、あと近ごろでは先々週PTAの役員の方々にも経緯を説明しているということでございます。地域住民云々ということまでは行っていませんけれども、あくまでも保護者あるいは子供、これについてその後意向というかその辺を聞いて、最終的にあそこに決めて、そして今後の進み具合についても保護者に説明をしていくということでございます。以上です。

8 番（鈴木高行君） 基本的な考えはどういうふうにと聞いているんですよ。

議 長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 私のほうでは、事務的に考えますと、やはりこの提案をさせていただいた経緯がございます。議員さんもお存じのとおり、去年は町民との意見交換会、そこにも提案させていただいております。さらには、震災復興会議の中でもご議論をさせていただいて、そして最終的に議会の中で審議をさせていただいたもの、その結果を私らは準じてここまで進めてきた経緯がございます。

なお、そういった流れもございますので、当然この補助事業の関係につきましても、前にも申し上げましたけれどもこれに沿った内容で出しております。これが、もし違うものということになりますと、多分単費対応になるだろうということに前にも私申し上げたと思うんですけども、私らのほうの事務方としてはそれに沿って今進めているというのが現状でございます。以上でございます。

8 番（鈴木高行君） だから、その沿ってというのはどういうことだということを聞きたいの、町の基本的な考え方。

議 長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 長瀬小学校の要するに再校の場所については、要するに今現在の、言っております体育館の建っております高盛り土された今の校舎の西側に改築しますよという内容ですね。それに沿ってという意味でございます。（「建物の構造は」の声あり）RCです。鉄筋コンクリート構造になります。

8 番（鈴木高行君） そして、階層とか下はどうするの。その辺まで聞いているんだよ。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員、手を挙げて質問してください。

学務課長（遠藤敏夫君） もう一度質問をお願いします。

8 番（鈴木高行君） これは、回数に入らんですね。

だから、町の建物に対する基本構造、考え方、津波に対するとか災害に対する考え方、そういうのは基本的な考え方を持ってコンサルタントに委託するんだろうと思うのね。その基本的な考え方はどう思っているんですかと私は聞いているんです。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今、学務課長がおっしゃったとおりですけれども、コンクリート3階建てで、万が一、あつてはならないんですけれども、荒浜中学校で震災のときヘリで搬出したという事例もございますので、できれば屋根つきじゃなくて屋上をもって万が一のときヘリの発着と、ヘリポートまでは考えていませんけれども、そういうふうなのが可能な屋上にしていきたいと、これが基本的な考え方を持っております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） そういう基本的な考え方をもって、実施設計つくる前に地域の方々に、また父兄、直接関係ある方々に町はこういう基本姿勢で学校建物を整備しますよと、だったら現地はどうですかとそういう説明責任を町は果たすべきなんです、教育委員会は。ただ単にできてから、実施設計終わって、設計書できて、建つの待っていてくださいと、それでは納得しないです、被災のあったところは。だったら、別に移してくださいと。我々聞いている自分の地域の方々は、そういうことは全然わかっておりません。どうせ建ててもらえるならば線路を越えたところに建ててくださいと、そういう反応が私のところにはいっぱい来るんですよ。そういうのを聞き耳持たずで、現地再建だ現地再建だと言われたって、そういう地域の声を無視しているんだと思ったの。説明もないと。

それで、本当にもしあそこが避難場所となるとすれば、本当に一時的な避難場所だと思うの。一時、2時間か3時間避難して、すぐに2次避難場所に移ると、ヘリポートつくると言ったけれども。そういうのは、おれは避難所とは言わないと思うんですよね。ある程度、1週間ぐらいは滞在できるようなところを今から確実につくるべきだと思うんです。そういう検討はなかったのかということです。

地域の方々は、教育長はよく学校があればそこに人が寄ってくるというけれども、今そんな問題じゃないです。集団移転に来ているのも皆、西側に来ている

し、そういうところのまちづくり、東部のまちづくりをつくるとすれば、学校とかそういう公共施設というのはその核となるべきだと私は思いますね。そういう検討もなさっていただきたいと思うんです。こういうふうには、実施設計は設計書だからまだいいさ、金かけるのは、補助もついていないから。いや、再建、建てるようになったらまた別ですよ、手つけるとなったら。あの後、長瀬小学校のところは、地域の中に解放すればグラウンドでもできるし、体育館は地域の集会所でも体育館としてもいっぱい利用できる所なんだから。ただ、子供の安全を守るといった場合は、別な所を検討すべきではないかなと。その辺、教育長の考えを伺います。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 保護者にもその旨については話はしているわけですが、もう少し具体的に校舎の構造とかあるいは安全性、その辺を説明していきたいと思います。

ただ、やはりハード面だけじゃなくて、やっぱり防災教育というかソフト面を今後十分に充実していくということで、今各学校の防災担当者会というのを立ち上げまして、防災教育あるいは避難マニュアルの見直し、そういうふうな検討に入っております。これは、学校関係者だけじゃなくて町の担当者にも入っていただいて、総合的に防災教育のあり方、それについて検討していくということでございますので、その辺もご理解いただければというふうに思っています。以上です。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。（「おれ、これで3回目だぞ」の声あり）鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） だから、さっきも教育長さん言ったようにあの長瀬小学校、そこが避難場所になり得るかということなんです。一時的な避難場所としては、地域の方々はこれは相ならんというような不満を持つんですね、大災害起きた場合。ただ、二、三時間滞在する場所が、それにそんなに金かける必要があるのかと。もっともっと欲しいのは、安全な場所に1週間滞在できるような避難場所があって、地域のコミュニティーを図るような所に学校があれば地域でも喜ぶんですね。そういうことを検討する気構えがあるかないかということをお聞きしているんですけども、どうですか、まちづくりを考えた場合ですね。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） まちづくり全体の中でも、長瀬小学校の避難場所というふうなことで明記されていますので、それに沿った概要というか校舎建設も含めて、安全に対するノウハウ等も含めて考えていくというふうに今後なっていくと思います。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） まず、新築とか修繕とかする場合、私非常に危惧することがございます。特に、長瀬小学校、逢隈小学校復旧工事ということで、そうなりますとやはりこれには塗装もかかわってくると思います。そういった場合において、現在の子供は非常にシビアにできております。それで、やはり2年前だったでしょうか。水沢、今は奥州市になりましたか、子供たちが非常に具合が悪いと。目が痛い、鼻が痛い、なぜだろう、先生方も教育委員会も全くわからなかったと。子供たちは学校を休むようになったと。後でわかったのが、シックスクール症候群、こういったものがわかりました。そういった中において、今回復旧工事において、化学物質ですね。そういったもの、大体塗料というのは化学物質入っていますから。ただ、入っていない、水系なんかそれは余り入っていませんけれども、そういったものはきちっと業者のほうにこういうものを使うという依頼をするのかどうか、そういったところをちょっとお願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） ただいまのご質問ですけれども、当然学校を再校させる、建築し直すにしても仮に修繕するにしても、やはり今現在の法的な基準ももちろんありますし、お願いする都市建築課のほうの技術のほうにもそういったものが使用されないような内容で設計を組んでいただくようお願いをしていきたいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 特に、体育館も補修をするということでしたので、特に床ワックスもキシレンものが入っていると思いますから、こういったものもきちっとよく確認しながら、そしてそれを業者のほうにそういうものは使ってもらいたくないということを言いながら、やはり子供たちも楽しく学校生活ができるようお願いしたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） この補正予算ですけれども、学校の再建に手をつける実施計画を補正予算化しておりますけれども、長瀬小学校の現在地については大規模な災害が発生した場合、避難施設としてはあの学校用地、既存の所は不適切であると。また、地域の方々の意向を十分聞いていないと、それで反映もされていないというふうなことから、まだ補正は決めかねる。現在地に再建というのは、まだ決めるのは時期早々ではないかというふうなことから反対します。

議長（安細隆之君） 次、原案賛成の方の発言を許します。3番熊田芳子議員。

3番（熊田芳子君） 私は、原案に賛成の立場から発言させていただきます。

これは、長瀬小学校の場合は国の文科省のほうから災害査定を受けまして、それでは大丈夫ですという太鼓判を押されたので、やはりそれに沿った、国の考え方に沿った方向で亘理町の場合は進んでいくと思いますので、これはやはり災害に対しての備えを十分に、子供たちにもそういった防災教育をすれば非常に、やはりこれに対して私は賛成したいと思います。

議長（安細隆之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第61号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。採決は、起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 起立多数であります。失礼しました。よって、議案第61号 平成24年度亘理町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 報告第5号 専決処分の報告について

議長（安細隆之君） 日程第12、報告第5号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） それでは、議案書の27ページをお願いいたします。

報告第5号 専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

平成24年6月28日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページ、28ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書。

平成24年4月4日に亘理消防署北側職員駐車場で発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第2項の規定により専決処分する。

平成24年6月28日。

別紙で右側でございますが、和解及び損害賠償の額について。

平成24年4月4日、この日につきましては暴風警報が発令されていた日でございます。亘理消防署北側職員駐車場で発生した事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解する。

1 和解の相手方

2 和解の内容

(1) 亘理町は、本件事故に関し補修費として、上記相手方に対し、金10万1,000円と支払うものとする。

(2) 相手方と亘理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議の申し立てをしないことを双方とも確約する。

以上で報告といたします。

議長（安細隆之君） 専決処分の報告についての説明がありましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

12番（高野 進君） 報告はわかっています。事故の具体的内容をお伺いしたいということでございます。これが一つ。

二つ目は、亘理消防署北、これは私なりに行政事務組合北だと思いますので、フ

ルネームで書かなかった理由もちょっとお伺いします。質問です。以上です。

議長（安細隆之君） 総務課長のほうから補足説明あるんですか。

総務課長（佐藤仁志君） じゃあ、補足説明ということで。

議長（安細隆之君） 補足説明ということで。

総務課長（佐藤仁志君） 内容についてでございますが、4月4日の水曜日午前10時40分ごろ、先ほど強風警報が発令されているということでございまして、亶理行政事務組合で管理している職員の駐車場でございます。庁舎の北側にある駐車場でございます。その土地のところに、たまたま西側のほうに竹林がございまして、竹を切って置いていたわけでございますが、その切られた竹がその竹やぶのほうのところに置いていたものですから、強風によりまして職員が止めている駐車場のほうに強風であおられて竹が飛ばされたということの事故でございまして、職員の車のフロントバンパーを破損したということで、交換修理ということでの内容でございます。

私のほうでお答えするのは以上でございます。（「行政組合の名前でなぜしなかったか」の声あり）

行政事務組合の名前につきましては、あそこの土地の管理については亶理町の土地ということでございまして、亶理町が借りているということでございまして、その分の土地については行政事務組合で職員駐車場が不足するというので、組合のほうに貸している状況でございますので、その賠償については本来ならば組合がやるわけでございますが、亶理町で全国賠償保険ということで全部の町民の方を入れている損害賠償のほうの対応ということでございまして、亶理町はかわってこういうふうな形で請求に応じて損害賠償を支払ったという経緯でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 専決処分の報告でございますので、説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承をお願いいたします。

以上をもって、本会議に付議された案件の審査は、全部終了いたしました。

これをもって、平成24年7月第10回亶理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前 11時40分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 鈴 木 邦 昭

署 名 議 員 渡 邊 健 一